

○松山広域福祉施設事務組合職員給与条例施行規則

制 定 昭和 53 年 6 月 1 日規則第 1 号

改 正 昭和 54 年 2 月 26 日規則第 5 号

平成 22 年 2 月 26 日規則第 1 号

平成 24 年 6 月 14 日規則第 1 号

令和 4 年 3 月 16 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、松山広域福祉施設事務組合職員給与条例（昭和 5 0 年条例第 6 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、初任給、昇格、昇給等の基準並びに給料及び諸手当の支給等に関する事項を定めることを目的とする。

(初任給、昇格、昇給等)

第 2 条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、松山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準を定める規則（昭和 3 6 年松山市規則第 1 号）を準用する。

(給料及び諸手当)

第 3 条 職員の給料及び諸手当の支給については、次の各号に掲げる規則を準用する。

(1) 給料の支給については、松山市職員給与条例施行規則（昭和 2 7 年松山市規則第 1 3 号）

(2) 住居手当の支給については、松山市職員の住居手当の支給に関する規則（昭和 5 0 年松山市規則第 1 0 号）

(3) 期末手当及び勤勉手当の支給については、期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（昭和 3 9 年松山市規則第 1 4 号）

(4) 通勤手当の支給については、松山市職員の通勤手当に関する規則（昭和 3 3 年松山市規則第 2 5 号）

(期末手当の特例支給)

第 4 条 条例付則第 3 項の規定により支給する期末手当（以下「処遇改善手当」という。）は、3 月 1 日、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、別表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日（これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。

2 処遇改善手当の額は、3 月及び 6 月に支給するときは基準日以前 3 箇月以内、1 2 月に支給するときは基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて組合長が別に定める方法により決定する。この場合において、処遇

改善手当の支給額の総額は、介護職員等特定処遇改善加算の額から当該処遇改善手当について地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定により負担する金額その他介護職員等特定処遇改善加算を充当すべき金額を控除した額を基準として組合長が定める額の範囲内とする。

3 処遇改善手当の支給については、松山市職員給与条例（昭和 27 年松山市条例第 31 号）第 28 条の 2 並びに第 28 条の 3 及び期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（昭和 39 年松山市規則第 14 号）第 2 条から第 4 条まで第 5 条並びに第 6 条の 2 から第 6 条の 8 までの規定を準用する。

4 前各項に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 54 年 2 月 26 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 54 年 1 月 1 日から適用する。

付 則（平成 22 年 2 月 26 日規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 3 月における特例）

2 平成 22 年 3 月に支給する特例期末手当について第 4 条第 2 項の規定を適用については、同項中「基準日前 6 箇月以内」とあるのは「基準日前 3 箇月以内」とする。

付 則（平成 24 年 6 月 14 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 4 年 3 月 16 日規則第 1 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

基準日	支給日
3 月 1 日	3 月 3 1 日
6 月 1 日	6 月 3 0 日
1 2 月 1 日	1 2 月 1 0 日